

(別紙) 訪問看護ステーション保木間の利用料について

医療保険の訪問看護

1. 訪問看護の利用料

主治医が訪問看護の必要を認めて交付した訪問看護指示書及び、訪問看護計画書に基づき、医療保険給付の訪問看護を提供して、かかった費用の一部の支払いを受けます。

- \* 訪問回数は厚生労働大臣の定める疾病等及び特別訪問看護指示書が交付された場合を除き、週 3 日までとなっています。
- \* 訪問時間は 30 分以上 1 時間 30 分未満となっています。
- \* 料金は下記の通りですが、自己負担分は保険の種類などにより異なります。(1~3 割)
- \* 公費を利用する場合は料金が異なります。
- \* 休業日訪問や各種保険の利用がない場合は、別途その他料金を請求させていただきます。

2. 訪問看護療養費一覧表

2026 年 6 月 1 日改訂

項目	内容		自己負担分/回			
			1 割	2 割	3 割	
訪問看護基本療養費 (I)	週 3 日まで		555 円	1,110 円	1,665 円	
保健師、助産師、看護師に	週 4 日目以降		655 円	1,310 円	1,965 円	
准看護師による場合	週 3 日まで		505 円	1,010 円	1,515 円	
	週 4 日目以降		605 円	1,210 円	1,815 円	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週 3 日まで		555 円	1,110 円	1,665 円	
訪問看護基本療養費 (II)	同一建物居住者 で同一日複数者	週 3 日まで	同一日1-2人	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日3-9人	278 円	556 円	834 円
		週 4 日目以降	同一日1-2人	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日3-9人	328 円	656 円	984 円
准看護師による場合	週 3 日まで	同一日1-2人	505 円	1,010 円	1,515 円	
		同一日3-9人	253 円	506 円	759 円	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週 3 日まで	同一日1-2人	555 円	1,110 円	1,665 円	
		同一日3-9人	278 円	556 円	834 円	
訪問看護基本療養費 (III)	外泊中の訪問看護・算定要件あり		850 円	1,700 円	2,550 円	
訪問看護管理療養費 (I)	月の初日	管理療養費1-ホ	771 円	1,542 円	2,313 円	
	月の 2 日目以降	管理療養費2-イ	301 円	602 円	903 円	

### 3. 各種加算料金

項目	内容		自己負担分/回		
			1割	2割	3割
難病複数回訪問加算	1日2回につき	同一建物内1-2人	450円	900円	1,350円
		同一建物内3-9人	400円	800円	1,200円
	1日3回以上訪問の場合	同一建物内1-2人	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3-9人	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算(月1回)	診療所、在宅療養支援病院との連携により緊急訪問した場合	月14日目まで	265円	530円	795円
		月15日目以降	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者、特別な管理を必要とする者は週1回、15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満の医療的ケア児は週3回		520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算(6歳未満)	(1日につき)				
	(イ) 6歳未満乳幼児		130円	260円	390円
	(ロ) 6歳未満かつ超重症児、準超重症児		180円	360円	540円
複数名訪問看護加算 *看護師等と同時(看護師、保健師、理学・作業療法士)週3日を限度、特定の疾病や状態によってはこの限りではない	週1回	同一建物内1-2人	450円	900円	1,350円
		同一建物内3-9人	400円	800円	1,200円
	1日に1回	同一建物内1-2人	300円	600円	900円
		同一建物内3-9人	270円	540円	810円
	1日に2回	同一建物内1-2人	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内3-9人	540円	1,080円	1,620円
	1日に3回以上	同一建物内1-2人	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物内3-9人	900円	1,800円	2,700円
准看護師と同時訪問	週1回	同一建物内1-2人	380円	760円	1,140円
		同一建物内3-9人	340円	680円	1,020円
	1日に1回	同一建物内1-2人	300円	600円	900円
		同一建物内3-9人	270円	540円	810円
	1日に2回	同一建物内1-2人	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内3-9人	540円	1,080円	1,620円
	1日に3回以上	同一建物内1-2人	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物内3-9人	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問看護加算	6時~8時	イ 同一建物内1-2人	210円	420円	630円
		ロ 同一建物内3-9人			
	18時~22時	① 月15日目まで	210円	420円	630円
		② 月16日目以降	190円	380円	570円
深夜訪問看護加算	22時~6時	イ 同一建物内1-2人	420円	840円	1,260円
		ロ 同一建物内3-9人			
		① 月15日目まで	420円	840円	1,260円
		② 月16日目以降	400円	800円	1,200円

### 3. 各種加算料金

24 時間対応体制加算（月 1 回）	（イ）24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組みが行われている		680 円	1,360 円	2,040 円
	（イ）以外		652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算（月 1 回）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等や留置カテーテルを使用している場合など		500 円	1,000 円	1,500 円
	在宅酸素・経管栄養、訪問点滴注射管理指導、真皮を超える褥創の状態等		250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合		800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	特別管理加算対象の方の場合追加加算		200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合		600 円	1,200 円	1,800 円
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合		840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月 2 回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合		300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス	月 2 回まで		200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算（月 1 回）	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合		250 円	500 円	750 円
訪問看護医療DX 情報活用加算（月 1 回）	医療 DX 情報活用した訪問看護の提供		5 円	10 円	15 円
訪問看護情報提供療養費 1	区市町村等		150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2	学校、保育所等入学入園、転学転園時		150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3	入院・入所の際		150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費 I	自宅	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	ターミナルケア療養費 II	施設	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護遠隔診療補助料（月 1 回）	在宅で情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合		265 円	530 円	795 円
訪問看護ベースアップ評価料（月 1 回）	訪問看護ステーションの処遇改善		183 円	366 円	549 円
訪問看護物価対応料 1	イ 月の初日の訪問の場合		6 円	12 円	18 円
	ロ 月の 2 日目以降の訪問の場合		2 円	4 円	6 円

#### 4. その他の料金

訪問にかかる交通費	足立区、草加市一部（瀬崎・谷塚・谷塚町・谷塚仲町・谷塚上町）は不要 その他の地域は、公共交通機関やタクシー、駐車場を使用した場合の実費相当額
エンゼルケア料	10,000 円

#### 5. 料金の支払い方法

- (1) 支払い方法は、銀行等の指定口座より自動引き落としとなります。
- (2) 月ごとに精算し、当該月分の請求書を翌月の 10 日前後に発行いたします。翌々月の 5 日に指定口座より引き落としさせていただきます。引き落としの完了確認後、領収書を発行します。
- (3) 預金残高不足で引き落としができなかった場合は翌月に合わせて請求しますが、2 ヶ月間続けて引き落としができなかった場合は、引き落としが確認できるまでサービスを中止します。
- (4) 領収書の再発行はしません。確定申告の医療費控除を受ける場合に必要です。大切に保管してください。

訪問看護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて利用料および営業日・営業時間・サービス提供日・サービス提供時間のほか、24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制であることの説明をしました。

事業者

名称：医療法人財団 厚生協会 訪問看護ステーション保木間

住所：〒121-0064

東京都足立区保木間 5-23-20

03-3860-3965

代表： 管理者 小林 圭介

説明者： 氏名

年 月 日

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービス提供にあたり、利用料および営業日・営業時間・サービス提供日・サービス提供時間のほか、24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制であることの説明を受けました。

24時間対応体制加算について

同意します

同意しません

利用者 住所  
氏名  
電話

代理人 住所  
氏名  
(利用者との関係： )  
電話